

平成十三年総務省令第五百十五号

電気通信紛争処理委員会手続規則

電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三章の第二節の規定を実施するため、電気通信事業紛争処理委員会手続規則を次のように定める。

（あつせん及び仲裁に関する通知の方法）

第一条 電気通信紛争処理委員会令（以下「令」という。）第五条、第六条、第八条第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）、次項において同じ。）及び第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適當でないとする理由を付すものとする。

（名簿の記載事項）

第二条 令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴

三 任命及び任期満了の年月日

（あつせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あつせん及び仲裁の申請件数
- 二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数
- 三 あつせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項（あつせんの申請）

第四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第五百五十四条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項又は第五百五十七条の二第二項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の三十八第一項又は第二項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。

3 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第一百四十二条第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第三の申請書を委員会に提出しなければならない。

4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

（仲裁の申請）

第五条 事業法第五百五十五条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第三項又は第五百五十七条の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 電波法第二十七条の三十八第四項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。

3 放送法第一百四十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第六の申請書を委員会に提出しなければならない。

4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

5 紛争が生じた場合に事業法、電波法又は放送法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項、第二項又は第三項の申請書に添えて提出しなければならない。

（申請の方法）

第六条 事業法第五百五十四条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項若しくは第五百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第一百四十二条第一項のあつせん又は事業法第五百五十五条第一項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第三項若しくは第五百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第一百四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

（電磁的方法による提出）

第七条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第七十条の規定は、この省令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月二二日総務省令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成二〇年三月二六日総務省令第三二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

4 前二項に規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当する規定によつてしたものとなす。

附 則（平成二十三年六月二十九日総務省令第七九号）

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日総務省令一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一月二十九日総務省令第一〇六号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日総務省令第六四号）

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

様式第1(第4条第1項関係)

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名を記載すること。)登録年月日又は届出年月日及び登録番
号又は届出番号(申請者が電
気通信事業法第164条第1項
第3号に掲げる電気通信事
業を営む者であるときは、
記載を要しない。)連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等
を記載すること。担当部署
等がある場合は、当該担当
部署名等を記載すること。)(協定又は契約(注1))に関する協議が 不 調 のため、電気通信事業法(関連条項(注1))
不 能

の規定により、次のとおりあつせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あつせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2（第4条第2項関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（契約（注1））に関する協議が 不 調 のため、電波法（関連条項（注1））の規定により、
不 能
次のとおりあつせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あつせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載すること。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第2項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3(第4条第3項関係)

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が 不 調 のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所及び放送事業者の種別(注1)	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者(放送法第2条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第6において同じ。)、指定再放送事業者(放送法第140条第2項の指定再放送事業者をいう。様式第6において同じ。)又は届出一般放送事業者(放送法第133条第1項の届出をした者をいう。様式第6において同じ。)のいずれかを記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4(第5条第1項関係)

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注1））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注1））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項

卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

- 2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5（第5条第2項関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（契約（注1））に関する協議が不調のため、電波法第27条の38第4項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する契約を記載すること。

契 約
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約
終了促進措置に関する契約

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6（第5条第3項関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注1）	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者、指定再放送事業者又は届出一般放送事業者のいずれかを記載すること。

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。